避難計画焦点に、女川原発再稼働ストップの裁判を始めました！

原告団ニュース

2023年9月2日　第14号
女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話：090−7932−4291（日野）
Fax ：050−7554−1968
saikadouno@gmail.com

＝控訴審始まる＝

2023年10月2日（月）15時～　仙台高等裁判所第102号法廷

女川原発運転差止請求控訴事件　第１回口頭弁論

＊原告団意見陳述　＊弁護団より控訴プレゼンテーション
※14時～裁判所前三角公園へ　16時～報告集会（仙台弁護士会館4階）

☆控訴状・上岡氏意見書あります（1部カンパ100円）！お申込は事務局まで・・・

弁護団報告

女川原発差止訴訟弁護団　弁護士　松浦健太郎

1　第１回控訴審期日

去る2023年5月24日に言い渡された第一審判決を受け、6月5日に控訴提起をし、さらに同月26日に控訴理由書を提出しました。
控訴理由については、前回原告団ニュースでご報告したとおりです。
この控訴提起から2ヶ月あまりを経てようやく、10月2日（月）午後3時に控訴審の第1回期日が開催されることに決まりました。

2　進行に関する意見書提出

また、8月8日、弁護団及び原告団で協議をした上で、進行に関する意見書を提出しました。これは控訴審裁判所に控訴審での審理の進行に関して意見を述べたものです。
まず、控訴人側が提出した控訴理由書に対し、被控訴人が8月末日までに反論をし、さらに控訴人が9月15日まで再反論するという提案です。
次に、第1回期日の内容について以下のとおり提案しました。
弁護団から、控訴理由書及び上記再反論の要旨を陳述する時間を30分程度確保してほしい、原告団から、陳述書の要旨を陳述する時間を10分程度確保してほしいという内容です。
弁護団からは、全国的に原発差止訴訟を手がける甫守弁護士がプレゼンテーション方式にて、控訴理由について説明する予定です。

3　控訴審の審理として、
1回で結審となるか、続行となるかは不明です

女川原発の再稼働が来年2月以降に予定されており、一刻も早く差止の判決を得たいところである一方、一審では何ら行われなかった、避難計画の実効性についての実質的で中身のある検討も行われるべきです。そこで、弁護団・原告団としては、1回結審を強く求めない方針でおります。
高等裁判所には、一審のような審理不尽となることのないよう、控訴理由をしっかり確認の上、理解してもらえるよう努めたいと思います。

4　判決に向けて

上記のとおり、控訴審第１回期日では、甫守弁護士によるプレゼンテーションもあり、さらに原告団意見陳述もあります。
一審に引き続き、多くの傍聴をお願いいたします。

四度目の審理を求めます！

女川原発再稼働差止訴訟原告団　団長　原伸雄

避難計画の実効性の有無の判断を求めた私たちの提訴に対する仙台地裁の判決は、全く理不尽な、裁判所への国民の不信を増大させた極めて遺憾なものでした。
この間、国や電力事業者は、彼の地裁と三度に渡りました。
この審理は、仙台地裁、高裁、そして今回の判断を求めてきました。その審理の実効性について裁判所が一時、住民のいのちや健康を危険に晒す原発の再稼働が、避難計画の実効性の確保についてしかるべき機関での審議がなされないまま、国策の名の下に推進されることは絶対に許されません。
私たちは、こうした立場とこの間の経緯に照らして、裁判所に対して「現行の避難計画の下での再稼働は許されない」との判決を求めてきました。
原告団は、大多数の国民と共に、原発に頼らないエネルギー計画を切望していますが、昨今の国や電力事業者の動向を危惧して、万が一の原発事故発生時の「最後の人権の砦」としての避難計画の実効性の確保について、今度こそ明確な判断が示されることを期待して頑張っています。
皆さまのこの裁判へのご注目とご支援を心からお願い申し上げます。

住民のいのちや健康を危険に晒す原発の再稼働が、避難計画の実効性の確保についてしかるべき機関での審議がなされないまま、国策の名の下に推進されることは絶対に許されません。
私たちは、こうした立場とこの間の経緯に照らして、裁判所に対して「現行の避難計画の下での再稼働は許されない」との判決を求めてきました。
原告団は、大多数の国民と共に、原発に頼らないエネルギー計画を切望していますが、昨今の国や電力事業者の動向を危惧して、万が一の原発事故発生時の「最後の人権の砦」としての避難計画の実効性の確保について、今度こそ明確な判断が示されることを期待して頑張っています。
皆さまのこの裁判へのご注目とご支援を心からお願い申し上げます。

11・11ストップ再稼働！

控訴審闘争勝利をめざす石巻集会

11月11日（土）13時～

石巻防災センター

☆小野寺信一弁護士

「一審判決解説と控訴審の闘い方について」

☆甫守一樹弁護士（予定）

（控訴審第1回期日プレゼンテーション内容の解説：リモート）

控訴理由書要旨

弁護士　小野寺　信一

大事故の発生は否定出来ない！

1　一審判決の最大の問題点は、差止めの要件として「本件2号機の運転再開によって放射性物質が異常に放出される事故（以下、大事故）が発生する危険の具体的な主張立証」を原告らに求め、それがなされない限り「本件避難計画が実効性を欠くものであったとしても、控訴人らの人格権が違法に侵害される具体的危険があるものと認めることはできない。」と結論していること。

2　「大事故発生の具体的危険の主張・立証」を求めることが誤っている理由は以下のとおりである。

①　一審判決は騒音等を理由とする他の差止めと本件を同視して、差止めの理由として、「大事故発生の具体的危険の主張・立証」を原告らに求めているが、**原発はもともと危険で第1層～第5層の防護（深層防護）が貫徹されることを条件に、例外的に運転**が許容されている。他の差止めとは著しく異なる。原発と他の差止めとの違いを度外視したことが②～④につながった。

②　「大事故発生の具体的危険の主張・立証」とは、第4層までの防護が突破される原因の事前予測。福島第一原発でいえば、巨大地震と巨大津波がそれ。想定外を求めることと同じ。それができる人は世の中に存在しない。

③　大事故発生の具体的危険は、原告らがそれを主張・立証したから具体的危険が存在し、それをしなければ具体的危険はないという、原告の出方次第で結果が変わる性質の問題ではない。**原告らが主張・立証するしないにかかわらず、「大事故の発生は否定できない」**ことを原子力規制委員会が認めている。

④　原発のある自治体に法律で義務付けられている避難計画（第5層の防護）は、「大事故の発生は否定できない」ことを前提にしている。一審判決は「大事故発生の具体的危険の主張・立証」を原告らに求め、原告らがそれをしない（できない）ことをもって上記の結論を導いた。原子力規制委員会が認めている「大事故の発生は否定できない」を間接的に否定し、ひいては、それを前提にしている第5層の防護自体を否定した（この点が元凶）。

⑤　「大事故の発生は否定できない」は公知の事実。30km圏内の住民にとって第5層の防護が必要であることも、（原発のある自治体に法律で第5層の防護が義務付けられているので）公知の事実。それらを認めるのであれば、「大事故発生の具体的危険の主張・立証」と関係なく、**第5層の防護に含まれる避難計画の実効性の有無の判断は不可欠。**避難計画の実効性に重大な不備がある場合は、人格権侵害の具体的危険性があると推定され、被控訴人による原発の運転は許されない。

以上

わたしが原告になった訳　（玉川悟）

避難できない！避難したくない！

福島原発事故のニュース、避難所の模様、交通渋滞のニュースを見て、絶対避難したくないと思った。避難中に高血圧の薬がなくなったらどうしよう。関連死する。石巻市が作成した「避難計画」を見て、絶対に避難出来ないと思った。最悪の事態を想定した避難計画になっていない。複合災害が起きることを想定していない。要支援者の対策が十分でない。何時間車に拘束されるのか？薬がなくなったらどうする？トイレは？等々が具体的に何もしめされていない。

2020年8月、宮城県が開催した「住民説明会」で東北電力の「事故は絶対にないとは言えない」という話を聞いて、ますます不安になった。2022年1月に石巻市が全世帯に配布した「原子力災害時の防災対応マニュアル」を見て、ますます避難出来ないと思った。私が住む泉町は女川原発から西方向に位置する。防災マユアルによれば女川原発から西方向の149の行政区の人約67469人（PSZだけ）が鷹来の森運動公園（退域時検査場所）に向けて避難するという。約7万人の人が同じ場所を目指して避難するという。想像できますか？東北電力は避難は段階的に行われることになっているから渋滞はおきないと言っているが、「女川原発が事故をおこして放射性物質が漏れ出した。風は西方方向に吹いている」という情報が流れた途端、我先にと一斉に避難がはじまるのが目に見えている。渋滞しないわけがない。

何故、このような心配をしなければならないのか。原発がなければ避難の心配をする必要は全くない（自然災害を除いて）。**私の願いはただ一つ「避難したくない」**。

控訴審が始まります！

裁判支援カンパのお願い

【郵便振替口座】02250=6=118564
口座名義：門間　弘
※通信欄へ「再稼働差止訴訟カンパ」
とご記入ください！